

産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月 19日

青森県知事 宮下 宗一郎 殿

提出者 株式会社 三村興業社
住所 青森県上北郡おいらせ町下明堂30の10
氏名 代表取締役 小笠原 國男

電話番号 0178-52-5751

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 三村興業社
事業場の所在地	青森県上北郡おいらせ町下明堂30の10
計画期間	令和 6年 4月 1日 ~ 令和 7年 3月 31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

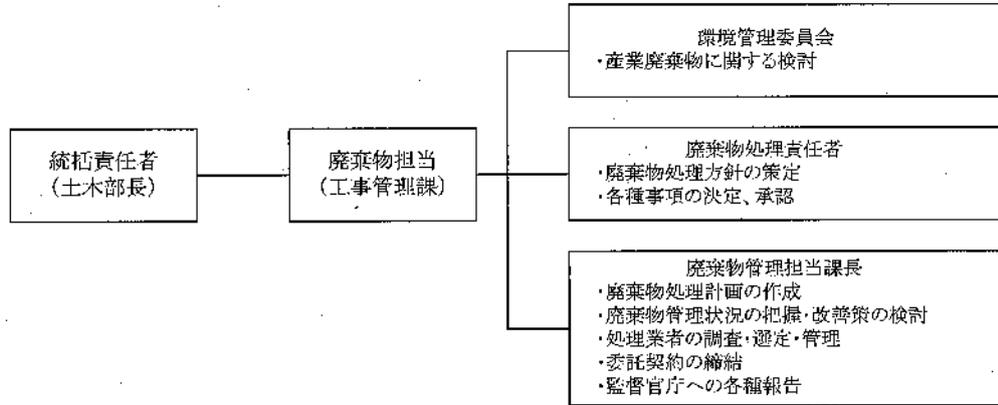
① 事業の種類	大分類:建設業 中分類:総合工事業
② 事業の規模	14.5億円(令和5年度 元請完成工事高)
③ 従業員数	62人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-1

(日本工業規格 A列4番)



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和 5 年度)実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙-2
	排出量	
	(これまでに実施した取組)	
・処理業者と委託契約を結ぶにあたって、事前の現地確認(処理状況、維持管理状況、周辺状況)と委託後の定期的な確認を行うと共に、マニフェスト伝票の管理を徹底するよう、社員に教育を行っています。		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙-2
	排出量	
	(今後実施する予定の取組)	
・当社が受注する工事現場から発生する産業廃棄物は、主にコンクリート塊、アスファルト塊、木くず、廃プラスチックであり、全ての処分を処理業者に委託している状況です。そのため、できるだけ再生利用を促進している中間処理業者に委託するように取り組みます。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	・作業所においてコンクリートくず、アスファルトくず、金属くず、木くず、廃プラスチックを分別収集し、委託処理業者に処分を依頼しています。又、3R運動の垂れ幕等を掲示すると共に、下請負業者を含む全作業員に対しての教育・指導を行っています。	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	・現在のところ、必要と思われる産業廃棄物の分別は行われている状況ですので、今後もこの活動を継続します。	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度(令和 年度)実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組)	t
		t
②計画	【目 標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (今後実施する予定の取組)	t
		t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度(令和 年度)実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組)	t
②計画	【目 標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 (今後実施する予定の取組)	t

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度(令和 年度)実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目 標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(令和 5 年度)実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙-3
	全処理委託量	
	優良認定処理業者への処理委託量	
	再生利用業者への処理委託量	
	認定熱回収業者への処理委託量	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
(これまでに実施した取組)		
・自社調査より、経営状態の健全と思われる再生処分量業者への委託を行っています。		

②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙-3
	全処理委託量	
	優良認定処理業者への処理委託量	
	再生利用業者への処理委託量	
	認定熱回収業者への処理委託量	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
(今後実施する予定の取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・会社一丸となり、リサイクル率100%達成することを目標とします。 		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによつて減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙-1



別紙ー2

産業廃棄物の種類	令和5年度排出量	令和16年度計画
コンクリートがら	1712.080t	1000t
アスコンがら	1791.050t	1000t
その他がれき類	0.090t	1t
ガラス・陶磁器くず	0.090t	1t
廃プラスチック類	19.385t	10t
金属くず	4.390t	1t
紙くず	0.300t	1t
木くず	188.060t	50t
汚泥・廃アルカリ	221.130t	1t

